令和８年度
島原市地域脱炭素に向けた
重点対策加速化事業費補助金
【申請の手引き】

島原市　環境課

ゼロカーボン推進室

令和８年４月

【目次】

【注意事項】 2
１ 補助対象者 3
２ 補助対象設備 3
３ 補助対象経費 4
４ 補助額 4
５ 交付申請 5
６ 交付決定 6
７ 交付決定後の変更等 6
８ 実績報告 6
９ 請求 8
１０ 自家消費量の報告 8
１１ 設備設置後の注意事項 8
申請フロー（参考） 10
別表１ 太陽光発電設備の仕様 11
別表２ 蓄電池の仕様 12
別表３ 補助対象経費の詳細 13

※ 注意事項　特に重要な事項のみ抜粋しています。必ずご確認ください。

【申請者に関すること】

この補助金は、以下の方に対する補助金です。

＜個人＞

島原市内で自身が居住する（または居住する予定の）住宅に自らの資金で自家消費型太陽光発電設備を設置する者

＜事業者（法人又は個人事業主）＞

島原市内で自らが事業を実施している（または実施する予定の）事業所（店舗、事務所、工場等）に自らの資金で自家消費型太陽光発電設備を設置する者

【申請・着工時期に関すること】

- 既存住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する場合は、補助対象設備の工事請負契約日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象にはなりません。
- 新築住宅の場合、交付申請日以前の工事請負契約の締結は可能ですが、補助対象設備の工事着工日が補助金の交付決定日以降でなければ補助対象にはなりません。
- **すべての工事や手続きが完了し、令和8年11月30日（月）までに実績報告が提出できる事業**に限ります。
- **申請は先着順に受付を行い、予算額に達した時点で申請受付を終了します。**
- 予算残額がわずかになった時点で、予算残額を上回る申請が提出された場合は、補助額を調整する場合があります。

【導入設備に関すること】

- 固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定を受ける場合は、補助対象にはなりません。
- PPA及びリース契約によるものの場合は、補助対象にはなりません。
- **蓄電池のみの導入は、補助対象にはなりません。**

【その他】

- **1件あたりの補助金上限は80万円です。**
- この補助金と重複して、国、県、市からの他の補助金等を受けることはできません。
- 虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- 太陽光発電設備等を設置した翌年度（1 年間分）の自家消費量の報告が必要です。

1 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方に限ります。

- 島原市内の住宅に太陽光発電設備を導入し、発電した電気を自ら消費する個人又は、島原市内の事業所に太陽光発電設備を導入し、発電した電気を自ら消費する事業者（法人又は個人事業主）

  ※事業者（法人又は個人事業主）が店舗等事業所に導入する場合、大家等が貸屋に導入する場合については「民間事業者」になります。

  ※本店所在地が島原市外であっても、島原市の事業所に設置する場合は対象になります。
- 市税を滞納していない者
- 補助対象設備に対し、国の他の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない者
- 設備設置後１年間自家消費量の報告ができる者
- 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない者

2 補助対象設備

以下の仕様を満たしたものに限ります。

（1） 太陽光発電設備・蓄電池 共通

- 島原市内に設置されるものであること
- PPAまたはリース契約によるものでないこと
- 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと
- 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること
- 中古設備でないこと
- 法定耐用年数（太陽光発電設備17年、蓄電池6年）を経過するまでの間、補助対象事業より取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと

（2） 太陽光発電設備

- 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること
- 発電した電力の30%以上を自家消費すること

  ※業務用については自家消費する電力量を含めて50%以上を同一都道府県内の需要家が消費すること

  ※導入予定住宅又は事業所の電力需要量を考慮した適切な規模の太陽光発電設備や蓄電池を導入すること
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（いわゆる「再エネ特措法」）に基づく固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定を取得しないこと
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと
- その他別表1の要件を満たすこと

（3） 蓄電池

- 上記太陽光発電設備の付帯設備として導入すること（蓄電池単体の導入は補助対象外）
- 設置する太陽光発電設備で発電した電気を蓄電するものであり、非常用予備電源ではなく、

平常時充放電を繰り返すことを前提とした設備であること

・定置設備であること

・その他別表2の要件を満たすこと

３ 補助対象経費

工事費、設備費（詳細は別表3のとおり）

４ 補助額

申請１件あたりの補助上限額　８０万円

（太陽光発電設備に対する補助額＋蓄電池に対する補助額の合計）

（1） 太陽光発電設備

個人：出力1kWあたり7万円（定額）　事業者：出力1kWあたり5万円（定額）

※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方で計算します。

※kWは小数点以下を切り捨てます。

（2） 蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の１／３

※家庭用（4,800Ah・セル未満）は15万5千円／kWh、業務用（4,800Ah・セル以上）は19万円／kWh（いずれも工事費込み、税抜き）を補助対象額の上限とします。
ただし、家庭用は12.5万円/kWh以下、業務用は11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めてください。（当基準額を超える場合は、２者以上からの見積書の提出をお願いいたします。）

（参考）補助申請額の計算方法

・事例１（蓄電池が補助対象額の上限を超えない場合（個人））

・太陽光発電設備：太陽電池モジュール公称最大出力６kW、パワーコンディショナー出力6kW

・蓄電池：蓄電池（4,800Ah・セル未満、定格容量5kWh） 価格70万円（工事費込み、税抜き）

（太陽光発電）6kW×7万円＝42万円

（蓄　電　池）70万円×1/3＝233,333円　→23万3千円（千円未満切り捨て）

（補　助　額）42万円＋23万3千円＝65万3千円

・事例２（蓄電池が補助対象額の上限を超える場合（個人））

・太陽光発電設備：太陽電池モジュール公称最大出力６kW、パワーコンディショナー出力6kW

・蓄電池：蓄電池（4,800Ah・セル未満、定格容量5kWh） 価格90万円（工事費込み、税抜き）

（太陽光発電）6kW×7万円＝42万円

（蓄　電　池）※90万円÷5kWh＝18万円（補助対象額の上限額（15.5万円）を超える）

補助対象額の上限を超える場合は上限額で補助金額を算定

⇒15.5万円×5kWh×1／3＝258,333円

→25万8千円（千円未満切り捨て）

（補　助　額）42万円＋25万8千円＝67万8千円

5 交付申請

（1） 受付期間

令和８年5月１１日（月）9時から　令和８年１０月３０日（金）17時まで

※ただし、予算上限額に達した場合は、上記期間に関わらず受付を締め切ります。

（2）提出書類

1	補助金交付申請書（様式第１号）
2	申請者の確認書類（申請日以前、3カ月以内のもの） （1）個人　　運転免許証の写し、住民票の写し等 （2）事業者　（法人）登記事項証明書の写し （個人事業主）営業許可書、開業届出書、確定申告書の写し等
3	市税の滞納のない証明書（申請日の属する年度に取得したもの） ※市税の納付状況を確認されることの同意がある場合を除く。
4	補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第2号） ※自家消費量のシミュレーションなど根拠資料となるものを添付すること。
5	補助対象事業費内訳書（様式第3号）
6	誓約書（様式第４号）
7	見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）
8	導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等）
9	機器配置図・接続系統図（太陽光パネル・蓄電池）
（10）	（代理人が申請する場合）委任状
（11）	上記に掲げるもののほか、島原市長が必要と認めたるもの

※1～9は申請時必ず提出してください。そろっていない場合は、書類不備となり審査できません。10、11は必要に応じて提出してください。

※11は審査に当たって1～9の書類では確認できないことがある場合に、別途提出をお願いするものです。

※見積書は、太陽光発電設備、蓄電池それぞれの積算内容、機器の型式等の内訳を記載したものに限ります。補助対象事業費内訳書（様式第3号）と突合できるようにしてください。

※設備を更新・増設する場合、9は既設部分と新設部分が分かるように記載してください。また、設備を更新（既設と新設の入替え）する場合、9は施工前と施工後の状況がわかる図面をそれぞれ提出してください。（既設部分と新設部分には設備名、型式、容量等が分かるように補記すること。）

（3）提出方法

提出方法：下記窓口へ書類持参

提 出 先：島原市役所 市民部 環境課 ゼロカーボン推進室

〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地

TEL：0957-63-1111（内線193）

（4）注意事項

・全ての書類を提出し、かつ記入漏れがない場合に内容審査を開始します。不備や疑義がある場

合は交付決定できませんので、期間の余裕をもって申請してください。
- 申請書や添付書類を元にお問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（コピーやデータ等）を保管しておいてください。
- 委任状が提出された場合は、書類の不備等については、すべて受任者に連絡をします。

6 交付決定

- 上記申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、概ね2週間以内に交付決定を行います。
- 必ずこの交付決定を受けてから、契約の締結（新築の場合を除く）及び工事に着工してください。（「交付申請」と「交付決定」を混同されないようご注意ください。）
- 実績報告の際に工事前後のカラー写真が必要となりますので、着工前に必ず写真を撮影してください。実績報告時に着工前の写真が無い場合は補助金をお支払いできません。
- 虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

7 交付決定後の変更等

交付決定後に下記のような変更が生じた場合は、手続が必要ですので、申請前にご一報ください。

・補助金額が変更（増額・減額）の場合 ・補助対象経費が変更（増減）の場合 （工事費が増額した、太陽光設備費が減額した等） ・内容の変更がある場合 （蓄電池の設置を追加する等）	変更した部分の工事着手前に補助金の変更承認申請書（様式第6号）を提出
・工事を中止する場合	補助金の（中止・取下）承認申請書（様式第6号）を提出 ※交付決定通知書の交付前は「取下承認申請書」、交付後は「中止承認申請書」を提出してください。
・工事が予定の期間内に完了しない場合	完了予定日変更報告書（様式第８号）を提出

8 実績報告

補助対象事業の工事完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

（1） 提出期限

以下のいずれか早い方

- 補助事業に関する工事が完了した日から30日以内
- 令和8年11月30日（月）17時

※「補助事業に関する工事が完了した日」とは、補助対象設備の設置工事が完了し、電力会社との連系を開始した日です。電力会社との連系ができていない場合は、工事完了と認められません。

※提出期限を超過した場合は、補助金をお支払いできません。

（2） 提出書類

1	実績報告書（様式第 10 号）
2	補助対象事業費内訳書（実績）（様式第 11 号）
3	補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
4	補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類
5	補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真
6	補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真 （設置場所、補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの）
7	電力会社の系統との接続契約書の写し
（8）	（余剰電力を売電する場合）売電契約書の写し
（9）	（蓄電池を設置する場合）太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類
（10）	上記に掲げるもののほか、島原市長が必要と認めるもの

※1～7は必ず提出してください。（8）～（10）は必要に応じて提出してください。

※5、6について、施工前・施工後の状況がわかるように同じ位置・角度から撮影した写真を報告書様式（任意様式）で作成してください。（5、6は、ひとまとめの報告書で可）
写真のみ、写真に説明などを書き加えたもの等は、提出書類として受理できませんのでご注意ください。

※7について、電力会社が接続契約書を発行していない場合は、系統との連系開始日が分かる書類の写しを提出してください。

※8について、売電契約の締結先が売電契約書を発行していない場合は、契約内容がわかるものを提出してください。売電契約の申請・審査中に実績報告の提出期限となる場合は、契約の申請書の写しを提出し、契約の締結が完了次第、契約内容がわかるものを提出してください。

※設備を増設または更新する場合は、補助対象設備の接続系統図を提出してください。（既存設備と新設設備が分かるようにすること。）

※申請時に提出した機器配置図（申請時の提出書類９）に対して、施工時に変更があった場合は、訂正して再度提出してください。

（3）提出方法

提出方法：下記窓口へ直接持参

提 出 先：島原市役所 市民部 環境課 ゼロカーボン推進室

〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地

TEL：0957-63-1111（内線193）

（4）注意事項

・全ての書類を提出し、かつ記入漏れがない場合に内容審査を開始します。不備や疑義がある場合は交付額の確定ができませんので、期間に余裕をもって提出してください。
・実績報告書のみで確認できない事項がある場合は、現地確認させていただく場合があります。
・実績報告書や添付書類を元にお問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（コピーやデータ等）を保管しておいてください。
・委任状が提出された場合は、書類の不備等については、すべて受任者に連絡をします。

９ 請求

交付額確定通知書を受領後、速やかに支払請求書を提出してください。

（1） 提出期限

令和8年12月25日（金）17時

※期限を超過した場合は、補助金をお支払いできません。

（2） 提出書類

1	支払請求書（兼支払講座振替依頼書）（様式第 13 号）
2	交付額確定通知書（様式第12号）の写し

（3）提出方法

提出方法：下記窓口へ直接持参または郵送

提 出 先：島原市役所 市民部 環境課 ゼロカーボン推進室

〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地

TEL：0957-63-1111（内線192）

１０ 自家消費量の報告

本補助金は事業完了した翌年度の自家消費量を報告いただくことが要件となります。

（1）報告の時期

補助対象事業の完了年度の翌年度（1年間分）の自家消費量の報告をその翌年度の５月末日までに提出してください。

※報告書の提出については、島原市から申請者あてにメール又は郵送でお知らせします。

（2）提出書類

1	自家消費量に関する報告書（様式第 14 号）
2	交付決定通知書（様式第５号）の写し
3	発電量等の実績が確認できる書類

（3）報告方法

提出方法：直接提出、郵送又はメール

提 出 先：島原市役所 市民部 環境課 ゼロカーボン推進室

〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地

E-mail：kankyo@city.shimabara.lg.jp

TEL：0957-63-1111（内線193）

１１ 設備設置後の注意事項

（1）取得財産等の管理義務

補助事業で取得した太陽光発電設備等について、事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

（2）財産処分等の制限

補助対象設備の法定耐用年数は、太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年です。補助事業を実

施した方は、法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するなどの『財産処分等』を行うときは、あらかじめ島原市長の承認を受ける必要があります（天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後承認も可）。ただし、財産処分等の内容によって、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。財産処分等の承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じます。

（3）関係書類の保管

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません）。

～　申請フロー（参考）　～

提出書類等の**太字部分**は申請者が提出する書類です。補助金交付申請後に補助額の変更があった場合や工事を中止する場合は、補助金（変更・中止・取下承認申請書（様式第6号）を速やかに提出してください。

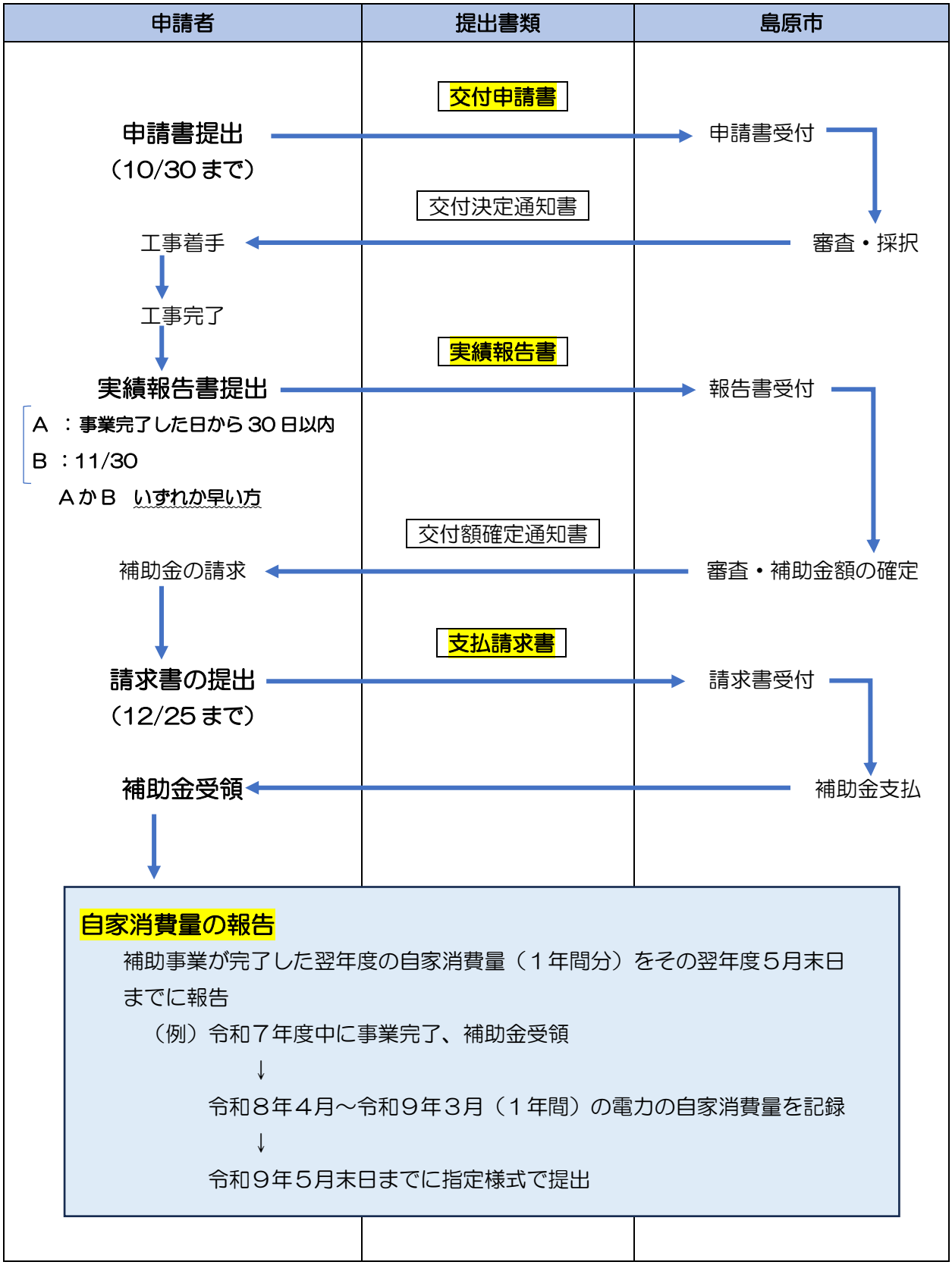

別表１ 太陽光発電設備の仕様

（1）本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

（2）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

（3）電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

（4）再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（ａ）～（ｌ））をすべて遵守していることを確認すること。

（ａ）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

（ｂ）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

（ｃ）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

（ｄ）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

（ｅ）20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

（ｆ）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

（ｇ）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

（ｈ）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

（ｉ）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

（ｊ）交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

（ｋ）10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

（ｌ）10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

（5） 次の（a）、（b）のいずれかを満たすこと

（a）当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。

（b）需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

別表２ 蓄電池の仕様

（1）蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

（2）性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

（a）初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JISC4413を参照すること）

（b）定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

（c）保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

（d）廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

（e）アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

（3）蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。

（4）蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

（5）震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

（6）保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

別表３ 補助対象経費の詳細

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。 この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の２省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）

	（間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA事業者契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託

			料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。